

国空予管第392号  
平成24年3月14日

地方航空局長 あて

航 空 局 長

「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて」  
の一部改正について

標記について、別添のとおり、一部を改正したので、遺漏なきよう措置された  
い。

なお、当該改正は平成24年4月1日から適用することとする。

## 建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて

制定	平成11年1月26日	空経第58号
改正	平成11年3月2日	空経第153号
改正	平成22年4月1日	国空予管第1013号
改正	平成24年3月14日	国空予管第392号

国土交通省航空局、東京航空局及び大阪航空局が発注に係る測量及び建設コンサルタント等業務（国土交通省所管の契約に係る競争参加審査事務取扱要領について（平成13年1月6日付け国官会第22号。以下「取扱要領」という。）別表第二に掲げる測量及び建設コンサルタント等をいう。以下「建設コンサルタント等業務」という。）における共同設計方式の取扱いについては、下記に定めるところによることとしたので、適切な運用を図るよう措置されたい。

### 記

#### 第1 設計共同体

##### 1 対象業務

次に掲げる方式により建設コンサルタント等業務の発注又は調達を行うときは、単体企業に加え、設計共同体にも参加を認めるものとする。但し、設計共同体によることで、業務が必要以上に細分化され、非効率となる等、設計共同体の参加を認めることが適当でないものについては、この限りではない。

(1) 公募型プロポーザル方式による選定・特定手続きが必要であると国土交通省航空局長、東京航空局長及び大阪航空局長（以下「部局長」という。）が認める次の各号に掲げる業務（ただし、特許、著作権、非公開情報等を必要とする業務を除く。）

- 一 空港計画調査、地域計画調査、総合開発計画調査、環境影響調査、広報計画調査、意向調査、社会経済計画調査、複数の分野に跨る調査等広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- 二 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な構造計算を伴う設計、高度な解析を伴う地質調査等比較検討又は新技術を要するものであって、高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- 三 景観調査、大規模な軟弱地盤対策調査、密度流の二・三次元解析調査、技術・管理システム等の評価検討調査、既存施設の機能診断、先端的な計測・試験を含む地質調査等先例が少なく、実験解析又は特殊な観測・診断を要する業務
- 四 計画から設計まで、一貫発注する業務

- 五 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする設計業務（いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。）
  - 六 その他、プロポーザルに基づき執行することが適当であると部局長が認める業務
- (2) 簡易公募型プロポーザル方式による選定・特定手続きが必要であると部局長が認める次に掲げる業務（ただし、特許、著作権、非公開情報等を必要とする業務を除く。）
    - 一 上記（1）の各号に掲げる業務
  - (3) 総合評価落札方式による競争又は選定・特定手続きのうち、次の各号に掲げる業務
    - 一 公共工事に関する調査に関するもの
    - 二 公共工事に関する設計に関するもの
  - (4) 一般競争入札等における最低価格落札方式による競争のうち、次に掲げる業務
    - 一 上記（1）及び（3）の各号に掲げる業務のうち、一般競争入札等における最低価格落札方式により発注することが必要と認められる業務

## 2 設計共同体の内容

設計共同体の内容は、次のとおりとし、当分の間、構成員の数及び出資比率に関する要件は付さないものとする。

### (1) 組合せ

構成員の組合せは、当該発注に係る業務内容に対応する業種区分（取扱要領別表第二に定める建設コンサルタント等業務の業種区分をいう。以下「業種区分」という。）及び等級区分（取扱要領別表第一に定める建設コンサルタント等業務の等級区分をいう。以下「等級区分」という。）の有資格者（取扱要領第9条第1項の規定により競争参加資格の決定を通知された者をいう。以下「有資格者」という。）の組合せとするものとする。なお、業務内容に応じて、異なる業種区分及び異なる等級の有資格者の組合せによる設計共同体も認めるものとする。

### (2) 業務形態

構成員は、その技術力を結集して業務を実施するものとし、それぞれ優れた技術を有する分野を分担するものとする。

この場合において、構成員の分担業務は、技術力を結集して業務を実施するという設計共同体の目的に照らして必要以上に細分化しないものとする。

構成員の分担業務は、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかにするものとする。なお、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは、認めないものとする。

### (3) 構成員の技術的要件

構成員は、その分担業務毎に、担当（主任）技術者を配置するものとする。また、代表者たる構成員は、管理技術者1名を配置するものとする。

### (4) 結成方法

自主結成とする。

(5) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とする。

(6) 設計共同体の協定

設計共同体を結成の際に使用する設計共同体協定書の様式は、発注業務ごとに、別紙によるものとする。

### 3 資格審査

(1) 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式又は総合評価落札方式により建設コンサルタント等業務の調達手続きを行う際の手続開始の公示又は一般競争入札における最低価格落札方式又は総合評価落札方式による競争を行う際の入札公告において、単体企業に加え設計共同体に参加を認める旨を記載するものとする。

(2) 部局長は、(1)の手続開始の公示又は入札公告が行われる場合は、次の各号に掲げる事項を別途公示し、これにより資格認定の申請を様式1の競争参加資格申請書により行わせるものとする。

- 一 業務名、業務内容、履行期限
- 二 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- 三 設計共同体の組合せ、構成員の技術的要件及び代表者要件
- 四 認定資格の有効期間
- 五 その他部局長が必要と認める事項

(3) (2)の公示は、別添の競争参加者の資格に関する標準公示例によるものとする。

(4) 部局長は、(2)の申請を受けた設計共同体について、資格審査を行い、適格な者を設計共同体として認定し、その結果については、様式2又は様式3の競争参加資格認定通知書により通知するものとする。この場合において、設計共同体の資格審査について、1(1)又は(2)による調達手続きを行う場合においては、建設コンサルタント等に係る公募型プロポーザル方式の実施について(平成7年2月15日付け空経第112号)及び簡易プロポーザル方式及び簡易公募型競争入札方式の実施について(平成8年11月29日付け空経第943号)により、審査を行うものとする。また、1(3)又は(4)による発注を行う場合においては、取扱要領第3条の規定に準じて行うものとし、総合数値の算定方法等については、取扱要領第4条及び一般競争又は指名競争に参加する者の資格の審査及び格付けのための数値算定方法について(平成13年1月6日付け国官会第23号。以下「算定方法」という。)第2測量等の各規定に基づくものを準じて行うものとする。なお、算定方法第1建設工事の各規定における共同企業体の特例手法については、共同企業体を設計共同体と読み替え、第2測量等の各規定における設計共同体の特例手法として準拠することとする。ただし、算定方法第1建設工事7(1)に規定する経常建設共同企業体における総合数値の調整については、適用しないものとする。

(5) (4)による認定は、認定の対象となった建設コンサルタント等業務に

ついでのみ有効とするものとする。

## 第2 設計共同体による契約事務の取扱い

設計共同体による契約事務の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 設計共同体を結成して業務を実施しようとする業者は、発注者の定めるところにより競争参加資格の審査を受けるものとする。共同請負の有効かつ適切な実施を図るため、設計共同体を結成する場合には、次の協定書により協定を締結し、資格審査資料として提出を求めることとする。なお、別紙協定書の様式はあくまで標準的なものであって、結成の実情に応じて発注者において必要と認める条項を加え、不必要と認める条項を削除して利用しても差し支えないものとする。

### ○ 設計共同体協定書【別紙】

技術力を結集して業務を実施することを目的として、結成される設計共同体の各構成員間で予め業務に分割し、各構成員はそれぞれ優れた技術を有する分野を分担し、責任をもって実施する場合に使用する協定書

- 2 契約書における受注者等の表示

一般競争（指名競争）参加資格の審査申請書、参加表明書及び技術提案書における記名、入札書の入札者、見積書の見積者及び各種業務契約書（調査・測量等業務契約書及び工事設計業務契約書をいう。以下「各種業務契約書」という。）における受注者は、次のとおり表示するものとする。

### ○○設計共同体

代表者 ○○設計株式会社  
代表取締役 ○○ ○○ 印  
○○設計株式会社  
代表取締役 ○○ ○○ 印

- 3 契約書における消費税及び地方消費税の額の表示

各種業務契約書における消費税及び地方消費税の額の表示については、次のいずれかにより記載するものとする。

- (1) 課税事業者のみで構成する設計共同体の場合

業務料○○○円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○円）

- (2) 課税事業者と免税事業者とで構成する設計共同体の場合

業務料○○○円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○円

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、業務料のうち課税事業者の分担業務額に5/105を乗じて得た額である。

- (3) 免税事業者のみで構成する設計共同体の場合

業務料○○○円

- 4 契約書中に特記すべき事項

設計共同体と契約を締結する場合は、各種業務契約書に次の内容を記載す

るものとする。

(1) 各種業務契約書文頭

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

(2) 各種業務契約書第1条第12項

受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

附 則（平成22年4月1日 国空予管第1013号）

この通達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日 国空予管第392号）

この通達は、平成24年4月1日から適用する。



提出場所は（１）に示す申請書の交付場所と同じ。

- ① ４（１）③に規定する資格を有していることを証明するため、全ての構成員の資格決定通知書の写し
  - ② ４（２）の要件を満たすことを判断できる内容を記載した書類
  - ③ ４（５）により締結した設計共同体協定書の写し
- （３）申請書等の作成に用いる言語  
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

#### ４ 設計共同体としての資格及びその審査

##### （１）組合せ及び構成員の資格要件

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 平成●●・●●年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「測量及び建設コンサルタント等（●●）」の●等級に格付けされ、●●航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、●●航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。  
但し、③の再認定を受けている者を除く。
- ⑤ 当該申請書の提出期限から開札日までの間に、●●航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け、空経第386号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑥ 警察当局から、国土交通省に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

##### （２）構成員の技術的要件

構成員は、その分担業務ごとに、担当（主任）技術者を配置するものとする。  
また、代表者たる構成員は、管理技術者1名を配置するものとする。

##### （３）結成方法

自主結成とする。

##### （４）代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とするが、決定された代表者を明確にすること。

##### （５）設計共同体の協定

設計共同体を結成するため締結する協定書は、「設計共同体協定書」によるものとする。

#### ５ 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。



## 6 認定資格の有効期間

設計共同体における認定資格の有効期限は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

### (1) 契約の相手方となった者

競争参加資格が認定されたときから、業務が完了するときまでとする。

### (2) 契約の相手方とならなかった者

競争参加資格が認定されたときから、契約の相手方と契約を締結するときまでとする。

## 7 その他

(1) 設計共同体の名称は、「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■設計〇〇・▼▼設計共同体」とする。

(2) 本公示における競争参加資格の審査申請をする設計共同体が、支出負担行為担当官●●航空局長が発注する■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■設計の入札公告に示されている競争参加資格の確認申請を受けるためには、当該入札公告の指示に従い、別途申請手続きしなければならない。

(3) 申請手続き等について不明な点があれば、3 (1) の場所に照会すること。

様式 1

平成 年 月 日

〇〇航空局長 あて

代表者

印

競争参加資格審査申請書（測量及び建設コンサルタント等業務）

標記について、貴局の対象業務を設計共同体として競争に参加するため、下記のとおり資格の審査を申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者でないこと並びにこの申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 対象業務名

2. 申請業種区分

測量及び建設コンサルタント等（ ）

3. 添付書類

(1) 全ての構成員の資格決定通知書の写し

(2) 構成員の技術的要件を満たすことを判断できる次の内容を記載した書類

① 配置予定の管理技術者（共同企業体の代表者が配置するものとする。）

② 配置予定の担当（主任）技術者（分担業務ごととする。）

(3) 当該設計共同体の協定書の写し

4. 設計共同体の代表者以外の構成員

5. 設計共同体の事務所

設計共同体の事務所の住所：

代表者の担当者名 　　　　　：

電話番号 　　　　　　　　　：（ ） ー

F A X 番号 　　　　　　　　　：（ ） ー

様式 2

平成 第 年 月 日

代表者

殿

〇〇航空局長

競争参加資格認定通知書（測量及び建設コンサルタント等業務）

貴殿から申請のあった下記の業務における設計共同体としての競争参加資格について、審査した結果、下記のとおり、認定しましたので、通知します。

記

1. 対象業務名

2. 認定業種区分

測量及び建設コンサルタント等（ ）

3. 認定資格の有効期間

(1) 貴殿が対象業務の契約の相手方となった場合

競争参加資格が認定されたときから、対象業務の業務が完了するときまでとする。

(2) 貴殿が対象業務の契約の相手方とならなかった場合

競争参加資格が認定されたときから、対象業務の契約の相手方と契約を締結するときまで

この通知書は、対象業務における競争参加資格確認申請の際、提示を求めますので、大切に保管願います。

なお、この通知書に係る競争参加資格審査申請書を、故意に虚偽の事実により記載した者等にあつては、本資格を取り消す場合があります。

また、この通知書を受領後に競争参加資格審査申請書の記載事項又は営業所の変更があつた場合若しくは合併、破産、廃業等があつたときは、速やかに届け出て下さい。

様式3

平成 第 年 月 号  
日

代表者

殿

〇〇航空局長

競争参加資格認定通知書（測量及び建設コンサルタント等業務）

貴殿から申請のあった下記の業務における設計共同体としての競争参加資格について、審査した結果、不適格であると認定しましたので、通知します。

記

1. 対象業務名

2. 申請された業種区分

測量及び建設コンサルタント等（ ）

【別紙 分担業務を設定し、設計共同体を結成する場合】

設計共同体協定書

(目的)

第1条 本協定書は、◇◇設計株式会社及び△△設計株式会社で構成する設計共同体を結成し、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 ○○航空局発注に係る□□□□□□設計(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「特定業務」という。)
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 設計共同体の名称は、□□□□□□設計◇◇・△△設計共同体(以下「設計共同体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 設計共同体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 設計共同体は、平成○○年○○月○○日に成立し、特定業務の契約の履行後○ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

【注 ○の部分には、例えば3と記入する。】

- 2 設計共同体が、特定業務を契約することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、特定業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 設計共同体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地  
◇◇設計株式会社

○○県○○市○○町○○番地  
△△設計株式会社

(代表者の名称)

第6条 設計共同体の代表者は、◇◇設計株式会社とする。

(代表者の権限)

第7条 設計共同体の代表者は、特定業務の履行に関し、設計共同体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び設計共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、特定業務の契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、設計共同体の代表者に委任するものとする。なお、設計共同体の解散後、設計共同体の代表者が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 特定業務に係る各構成員が分担する業務内容は、次のとおりとする。  
ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担業務の変更があるものとする。

【注 担当する業務内容】○○○の○○業務 ◇◇設計株式会社

【注 担当する業務内容】○○○の○○業務 △△設計株式会社

- 2 前項に規定する分担する業務内容における分担業務額については、運営委員会で決定し、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 設計共同体は、全ての構成員による運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の設計共同体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、特定業務の完了に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、特定業務の履行その他特定業務の実施に伴い設計共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 設計共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、□□□□□□設計◇◇・△△設計共同体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 各構成員は、分担する業務を実施するため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 特定業務の実施中に発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月1回、運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 分担する業務内容を受け持った構成員が、その分担業務の実施に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がその損害を負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合は、その責任を関係する構成員により協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議が整わない場合は、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定に該当する場合においても、第10条に規定する構成員の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく全ての権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 各構成員は、第4条に規定する解散の時期まで設計共同体を脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 業務途中において破産又は解散した構成員がいる場合は、その他の構成員及び発注者の承認を得て、その他の構成員により共同連帯して特定

業務を完了させるものとする。ただし、その他の構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、全てのその他の構成員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を設計共同体に加入させ、その他の構成員と新たに加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了させるものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 設計共同体が解散した後においても、特定業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

◇◇設計株式会社外〇社は、上記のとおり設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

◇◇設計株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

△△設計株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印



【国と契約締結した際、契約金額の分担金額を定める】

設計共同体協定書第8条に基づく協定書

〇〇航空局発注に係る□□□□□□設計については、設計共同体協定書第8条の規定により、当該設計共同体の構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があったときは、それに応じて分担業務の変更があるものとする。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

【注 担当する業務内容】〇〇〇の〇〇業務 ◇◇設計株式会社 〇〇円

【注 担当する業務内容】〇〇〇の〇〇業務 △△設計株式会社 〇〇円

◇◇設計株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

□□□□□□設計◇◇・△△設計共同体

代表者 ◇◇設計株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

△△設計株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印